

平成29年 第3回総会・会議録

1. 日 時 平成29年8月10日(木) 午前10時～11時20分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大集会室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 繁道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三
19番 中村 治雄		

農地利用最適化推進委員 (14名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
29番 古田 俊策	30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章
32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治	

4. 欠席委員 (0人)

5. 事務局・出席職員

事務局長	森元 義男	次 長	石丸 校寛
係 長	橋本 浩司	主 査	奥 浩二
主 査	武智 良枝	主 任	泉 弘明

6. 報告事項

報告第 2号 使用貸借権の解約について	1件
報告第 3号 許可又は受理の取消願について	1件
報告第 4号 非農地証明願について	1件

報告第 5号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 について	5件
報告第 6号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 について	7件

7. 議案及び結果

議案第 8号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第 10号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第 11号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第 12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 決定について	1件
議案第 13号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による決定について	1件

事務局

ただ今より、第3回総会を開催します。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。本日の出席状況は、おひとり見えてないということで、定足数には達しておりますことを報告します。それでは会長よろしくをお願いいたします。

議長

それでは総会が始まる前に一言、まず暑いので熱中症にならないようにお気を付けください。ただいまより第3回の総会を開催します。農地関係議案、報告第2号から事務局説明をお願いします。

事務局

第3回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成29年8月10日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第2号使用貸借権の解約について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

議長

本件は報告事項でございますので、ご了承願います。
次に報告第3号お願いします。

事務局

報告第3号許可又は受理の取消願について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

議長

次に報告第4号お願いします。

事務局

報告第4号非農地証明願について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

議長

次に報告第5号お願いします。

事務局

報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による農地
転用届出について
<第1項～第5項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、5件ご報告いたします。

議長

次に報告第6号お願いします。

事務局

報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地
転用届出について
<第1項～第7項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、7件ご報告いたします。

議長

それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第8号「農地法第18条第6項の規定による通知につ
いて」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第8号農地法第18条第6項の規定による通知につ
いて
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご審議お願いいたします。

議長

では地元委員の補足説明をお願いします。

岩谷委員

事務局の説明どおり、借受人の死亡による合意解約でござ

います。問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に關して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第8号につきましては、受理することといたします。

議長

続きまして議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願ひします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について
<第1項～第3項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3件ご審議お願ひいたします。

議長

それでは、今月担当の第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願ひします。

調査長

第1調査委員会調査長の中村でございます。報告いたします。今月の1日、2日に現地調査を行い、本日9時から調査委員会を開催しております。異議、質問等もなく、許可相当と決定いたしました。よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明等に關して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第9号につきましては、許可と決定いたします。

議長

続きまして議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局説明をお願ひします。

事務局

議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について
<第1項～第3項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3件ご審議お願ひいたします。

議長

引き続き第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

調査長

報告いたします。本日9時からの調査委員会においては、異議、質問もなく、許可相当と決定しております。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第10号につきましては、許可相当と決定いたします。

議長

続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について

<第1項～第5項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5件ご審議お願いいたします。

議長

引き続き第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

調査長

報告いたします。先ほど行われました調査委員会、全ての議案につきまして、異議、質問もなく、許可相当と決定いたしました。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第11号につきましては、許可相当と決定いたします。

議長

では、次の議案第12号「農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第12号農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>以上、1件ご審議お願いいたします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第12号につきましては、原案どおりの意見と決定いたします。

議長

それでは、最後の議案となります。議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による決定について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>以上、1件ご審議お願いいたします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第13号につきましては、原案どおりの意見と決定いたします。

以上で農地関係の議案審議は終わりましたが、他に何かありませんか。

立岩委員

新しい委員さんもいらっしゃるので、第3条、4条、5条の区別を説明しないと、分からないと思います。

係長

ご説明させていただきます。今、立岩委員からお話がありましたとおり、3条につきましては、農地をまた別の農家さんに所有権を移転するというのが3条になります。4条につきましては、ご自分が自分の農地を別の用途で使われる場合です。5条につきましては、ご自分の農地を違う方に非農地として権利を移転するということ

になるのです、ざっと説明させていただくということになります。これにつきましては、8月30日の研修のなかでもあろうかと思えますし、先般お配りいたしました資料の中に、それぞれがどういう流れで行われていて、処理されているかということが書いております。ご説明するお時間がなかなか取れませんので、資料の提示だけで済ませていただいております。各自でお読みいただき、また30日の研修にご参加いただければと思います。

議案の中には報告事項と審議議案というものがございます。報告については、こちらの方で報告させていただいたものをご承認していただくという形になります。

議長

報告の中身について、市街化区域をからめて、少し説明してください。

係長

分かりました。報告事項になるものにつきましては、基本、市街化区域の農地に関わるものになります。市街化区域の中で行われます農地の権利の移転等は、審議の対象ではなく届出、よって報告となります。

議長

お分かりですか。その都度内容が分かってくると思いますが、できるだけ勉強して下さい。自分で勉強していただくことが、一番分かりやすいことだと思います。分からないところは、長年委員をされている先輩に聞いて下さい。よろしいでしょうか。

川江委員

2種、3種の農地の区別は、どのような判断でされているのですか。

係長

厳密な規定がございまして、事務局の方で判断させていただいております。規定は、恣意が入らないよう細かく設定してあります。

議長

他にございませんか。

大下委員

第3条については現地確認が必要かどうか、三役で検討してほしいと思います。

係長

第1調査委員会で、現地調査いただいた中で、そのようなご意見がございました。8月から申請の際には現況写真をつけるようにと指導をさせていただいております。これまでは地元の委員さんの確認ということでしたけれども、それも一つの手かなと思っております。事務局としては第1調査委員会からそういうご意見をいただいておりますので、来月の第2調査委員会の案件の中にも、第3条案件がでており、第2調査委員会でも同意見ということになれば、再度第3条案件については現地調査をどうするかということ、再考させていただければと事務局側では考えています。

議長

他にございませんか。なければ引き続き農政関係の議案に移ります。
報告第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局説明をお願いします。
(事務局説明)

議長

ただ今の説明に関して、何かご質問等はございませんか。

黒崎委員

違反転用に関してですが、水田の一部だけが埋められている、そうした場合にそれを違反転用として認めるのでしょうか。それと、耕作放棄地は、1.8倍課税するということですが、北九州はそういうことを実際にやっているのですか。

事務局長

今、黒崎委員からのお尋ねの件は、大きく二点ございました。一つの水田の中で一部が駐車場として利用されているが、これが違反転用としてみなされるかどうか、もう一つが法改正に伴って罰則が課税強化として打ち出されたのですが、これについての北九州市の取り組みについてのお尋ねだったかと思えます。

最初の一点目についてはケースバイケースで判断せざるを得ないと思えます。例えばこの土地所有者の方に農業委員さんや推進委員さんから将来どうするのか意志確認をしていただきたいと思います。未来永劫変えるつもりはないという土地所有者の考えであるならば、今の状況は違反になろうかと思えます。ただ例えば、一時的に駐車場が必要だったというのであれば、必要な期間が終わ

る頃に撤去するということを文書でやり取りするなど、対処のめどがたつのであれば、あえて福岡県の方に違反の事案であると報告するところまではしなくてもいいのではないかと思います。活動目標に挙げる違反事案なのかどうかはケースバイケースで判断しなくてはいけないと思っております。

二点目です。課税強化につきましては、遊休農地化することですぐに課税強化するものではありません。農地中間管理機構に移行の手続きをしませんか、という調査をして、それに対して何の返答もない、改善されない場合は、農業委員会から勧告を出すようになっております。勧告に従わなければ課税強化という最後の段階になります。現在、勧告まで至った事案はございません。勧告にどうして至らないかという遊休農地化するところは非常に条件が悪い傾向があります。中間管理機構もそれを借りるめどがたたないと、勧告まで至らずに勧告の先にある課税強化までいかないのが現状です。仮に課税強化になった場合、税額が今の1.8倍になります。農業新聞に掲載されていましたが、課税強化に踏み切った全国の自治体はわずか8%であります。課税強化が遊休農地に関する特効薬と考えている自治体はまだ少ないことの裏返しであると思っております。ということで事務局からの回答とさせていただきます。

議長

よろしいですか。

黒崎委員

一部は畑地として使っており、いいのですが、あとの一部は建築資材置場として利用しているのです。建築資材置場の方が面積が広いのです。そうした場合の取り扱いは、どうなりますか。

事務局長

ここは繰り返しになるかもしれませんが、そのような事案があれば是非地元農業委員さん、推進委員さんがまずその土地の所有者、利用者に接触していただいて意思確認から入っていただきたいと思っております。その後ずっと資材置場として使いたいのであれば、法に基づく手続きの方に誘導していただき、農業委員会としても説明を重ねていきたいと思っております。

議長

よろしいですか。そういう事案については、現場確認をして本人の意思確認をしていただくと、そこでどうしてもということになれば転用の手続きをしてくださいと、そういう指導をしていただきたいと思います。

他にございませんか。

それでは本件は報告事項でございますので、ご了承願います。

最後にその他として「農地パトロールの実施について」事務局説明をお願いします。

(事務局説明)

議長

ただ今の説明に関して、何かご質問等はございませんか。

松根委員

買収が終わっても工事に入っていない6号線の農地の扱いはどうなりますか。

事務局長

スケジュールがまだはっきりしない部分がありますが、間違いなく道路用地になっていくのだと思います。情報だけは寄せていただけるようお願いできますか。

議長

いずれにしても草は刈って、農地として管理していかなければいけません。

黒崎委員

遊休農地と荒廃農地の判断はどうするのですか。

係長

先ほども事務局長から説明があったと思いますけれども、荒廃農地になってしまいますと、重機をもちましても耕作再開が不可能になるであろうと思います。今回はそれを対象としてはございません。遊休農地はあくまで何かしらアクションを起こせば耕作再開が可能になるものを対象にさせていただいております。所有者、または耕作者にアクションを起こしていただいて、再度耕作が出来る状態に持っていくというのが目的でございます。荒廃農地につきましては、基本対象外とさせていただきます。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

では、一点よろしいでしょうか。

先ほど新委員さんにおいては、先輩の委員さんにご相談と言われたわけですが、昨年、一昨年とパトロールをやってきております。地図上にある程度、おとしております。そこは事務局の方で管理していると思います。そして、パトロールについては、複数の方がよりやり易いのではないかと、お互いに認識し合うためにはよろしいかと思っております。新委員について新しい帽子かぶっていただき、農地パトロールをしているんだとPRの為にも活用していただきたいと思っております。

議長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員さんは、5番永津委員と6番大迫委員です。よろしく申し上げます。

係長

事務局から連絡事項がございます。8月30日水曜日、午後13時から16時10分約3時間にわたり、宗像市にある宗像ユリックスで、新農業委員、農地最適化推進委員を対象にした研修会が開催されます。本日出欠を確認させていただきましたところ、今のところ28名の方が出席となっております。当日は貸切バスをチャーターしておりますので、出来れば全員一緒に会場まで移動したいと考えております。小倉南区役所を午前10時50分には出発したいと思っております。以上研修会のお知らせでございました。

9月8日の総会ですが、その前の第2調査委員会は9時半からとさせていただきます。

では、これで第3回総会を終了します。

お疲れ様でした。